

小美玉市条例第29号

百里飛行場前新交流拠点施設整備事業設計施工者選定委員会設置条例をここに公布する。

令和8年9月24日

小美玉市長

島田 幸三

小美玉市条例第 29 号

百里飛行場前新交流拠点施設整備事業設計施工者選定委員会設置条例

(設置)

第 1 条 百里飛行場前新交流拠点施設の整備事業に係る設計業務及び施工業務の事業者を、本市が公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により審査し、選定するに当たり、専門的な見地から審査を行う機関として、百里飛行場前新交流拠点施設整備事業設計施工者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 評価の基準及び方法に関すること。
- (2) プロポーザルに関すること。
- (3) 事業者の評価に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、5 人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者又は行政関係者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する事務が終了するまでとする。

(会議)

第5条 委員長は、必要があると認めるときに委員会の会議（以下「会議」という。）を招集する。ただし、急を要する場合その他やむを得ない事情がある場合は、回議をもって会議に代えることができる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の意見を求めることができる。

4 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

5 会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員の除斥)

第7条 委員は、第2条に規定する事務に関して、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、特定プロジェクト推進課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例の施行後最初に行われる会議の招集は、第5条第1項の規定にか

かわらず、市長が行う。

(この条例の失効)

- 3 この条例は、百里飛行場前新交流拠点施設整備事業設計施工一括発注業務に係る業務委託契約の締結をもって、その効力を失う。

(小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年小美玉市条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

百里飛行場前新交流拠点施設整備事業設計施工者選定委員会委員	日額 15,000円	〃
-------------------------------	------------	---

小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年小美玉市条例第40号)新旧対照表【附則第4項関係】

改正案			現行		
別表(第1条、第3条関係)			別表(第1条、第3条関係)		
職名	報酬額	旅費の額 (相当する額)	職名	報酬額	旅費の額 (相当する額)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
小美玉市文化ホールのあり方検討委員会委員	日額 5,000円 ただし、現職の弁護士、 公認会計士、税理士、 大学の教授又は准教授 等、高度な専門的知識 及び経験を有する者に あつては、15,000円	〃	小美玉市文化ホールのあり方検討委員会委員	日額 5,000円 ただし、現職の弁護士、 公認会計士、税理士、 大学の教授又は准教授 等、高度な専門的知識 及び経験を有する者に あつては、15,000円	〃
百里飛行場前新交流拠点施設整備事業設計施工者選定委員会委員	日額 15,000円	〃			